

合理的配慮実施のためのガイドライン

2023年3月23日改定

2024年3月25日改定

合理的配慮のためのガイドラインは、「新潟青陵大学・新潟青陵大学短期大学部における障がい学生支援に関する規程」および「新潟青陵大学・新潟青陵大学短期大学部障がい学生支援室規程」に基づき、障がい学生からの相談支援の決定・提供について定める。

1. 合理的配慮とは

合理的配慮とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。（「国連障害者の権利に関する条約第2条」より抜粋。）

2. 相談

1) 障がい学生からの相談

- (1) 在籍する学生（休学期間中含む）が合理的配慮を希望する場合、障がい学生支援室で相談することができる。
- (2) 障がい学生支援室以外で相談を受けた教職員は、障がい学生支援室について説明し、相談するよう促す。
- (3) 入学希望者は、本学への入学が確定次第、入学後に必要な支援について障がい学生支援室で相談することができる。

2) 障がい学生支援室の対応

- (1) 障がい学生および必要時保証人から障がいの状況や希望について情報収集する。
- (2) 合理的配慮の申請に必要な書類等を説明し、申請手続きの支援を行う。
- (3) 障がい学生支援室は必要時、各学部長、各学科・研究科長、アドバイザー、授業担当教員、保健管理センター長、関係各部署担当者に合理的配慮について相談する。

3. 合理的配慮の申請手続き

1) 申請場所

合理的配慮を希望する学生は、申請に必要な書類を障がい学生支援室に提出する。

2) 申請に必要な書類

- (1) は必須。
- (2) または (3) のどちらかを提出する。
- (4) はやむを得ない事情で (2) または (3) を提出出来ない場合に提出する。これまで受けたことのある配慮に関する資料、検査結果等客観的に困難さを示す資料または障がい学生支援室が本人の困難さを聞き取り作成した資料とする。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 合理的配慮申請書(2) 障がいに関する医師の診断書(3) 障害者手帳の写し(4) 現在生じている困難さに関する資料 |
|--|

3) 合理的配慮の申請継続

- ・申請した学期以降も合理的配慮を希望する場合は、前期および後期授業開始前に障がい学生支援室で定める日までに継続の手続き、これまでの支援計画の評価を行う。
- ・継続時に新たな配慮の希望がある場合は、申請書、診断書等の提出を求めることがある。

4) 合理的配慮の取りやめ

- ・合理的配慮が必要でなくなった場合は、学生からの申し出によって合理的配慮の申請を取り下げることができる。

4. 支援計画の作成と決定

1) 障がい学生支援室での支援計画案の作成

- ・障がい学生支援室は、申請時の提出書類に基づき、必要とする支援について障がい学生との建設的な対話を通して、支援計画案を作成し、仮合意を得る。

2) 支援計画の決定

- ・障がい学生支援室長および副室長で検討し、支援計画を決定する。

5. 支援計画の合意と関係者への連絡

1) 支援計画の合意

- ・障がい学生支援室は、各学科・研究科長およびアドバイザーに承認を得る。決定した支援計画を障がい学生に伝え、合意を得る。
- ・障がい学生から、支援計画について合意が得られなかった場合は、障がい学生支援室は再度調整を図る。

2) 関係者への支援計画の連絡

- ・障がい学生支援室は、障がい学生から合意を得た支援計画を、各学科・研究科長、アドバイザーへ報告する。また、必要時に教務委員長、学生委員長、保健管理センター長、学務課長、キャリアセンター長、図書館長など関連部署に連絡する。
- ・合理的配慮を受ける学生は、障がい学生支援室が作成した合理的配慮の依頼文書を授業担当教員に渡す。障がい学生支援室は、障がい学生が自ら配慮を依頼できるよう支援する。

3) 学長への報告

- ・障がい学生支援室長は、毎年3月に合理的配慮実施者数を両大学長へ報告する。

4) 各学期開始時の報告

- ・障がい学生支援室長は、毎年5・11月に配慮を予定している学生の一覧（継続・新規含む）を各学部長、各学科・研究科長、両大学教務委員長、両大学学生委員長、保健管理センター長、学務課長へ報告する。

6. 定期面談を含めたフォローアップ

- ・合理的配慮の決定を受けた後、アドバイザー、障がい学生支援室は定期的に学生と連絡を取り、本学が実施する配慮が適切かどうか、円滑に履修できているか確認する。
- ・問題が生じている場合は、必要とする関係各部署と連携、調整をし、改善を図る。

7. 不服申し立て

- ・本学での合理的配慮を希望する学生または合理的配慮を受けている学生は、本学が提供する合理的配慮の申請・決定過程や提供する配慮に不服がある場合、不服の申し立てをすることができる。本件に関する解決・調整は、障がい学生支援室運営委員会が行う。
- ・学生が不服の申し立てをする場合は、学務課長に届け出る。